

大阪市規則第49号

一級河川の管理に関する規則の一部を改正する規則

一級河川の管理に関する規則（昭和45年大阪市規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第9条第5項の規定及び大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第24号）<u>第5条</u>の規定に基づく一級河川の管理については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>別表（第3条関係）</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第9条第5項の規定及び大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第24号）<u>第4条</u>の規定に基づく一級河川の管理については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>別表（第3条関係）</p>	
申請又は届出	部数	申請又は届出	部数
<p><u>法第23条、第24条、第25条</u>及び第26条第1項の規定による許可の申請並びに法第34条第1項の規定による承認の申請</p>	[略]	<p><u>法第23条から第25条まで</u>及び第26条第1項の規定による許可の申請並びに法第34条第1項の規定による承認の申請</p>	[同左]
<p>法第20条の規定による承認の申請、法第27条第1項の規定による許可の申請、法第30条第1項の規定による完成検査の申請、同条第2項の規定による承認の申請、法第33条第3項（法第55条第2項、第57条第3</p>	[略]	<p>法第20条の規定による承認の申請、法第27条第1項の規定による許可の申請、法第30条第1項の規定による完成検査の申請、同条第2項の規定による承認の申請、法第33条第3項（法第55条第2項、第57条第3</p>	[同左]

<p>項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継等の届出、法第53条の2第1項の規定による承認の申請、法第55条第1項の規定による許可の申請、法第57条第1項の規定による許可の申請、法第58条の4第1項の規定による許可の申請、法第58条の6第1項の規定による許可の申請、令第16条の3第1項の規定による許可の申請及び令第16条の8第1項の規定による許可の申請</p>		<p>項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継等の届出、法第53条の2第1項の規定による承認の申請、法第55条第1項の規定による許可の申請、法第57条第1項の規定による許可の申請、法第58条の4第1項の規定による許可の申請、法第58条の6第1項の規定による許可の申請、令第16条の3第1項の規定による許可の申請並びに令第16条の8第1項の規定による許可の申請</p>	
<p><u>法第23条の2の規定による登録の申請、法第31条第1項の規定による用途廃止の届出、法第53条の2第2項の規定による水利使用を行わないこととなった旨の届出、令第16条の5第1項の規定による汚水の排出の届出及び令第16条の9第3項の規定による地位の承継の届出</u></p>	<p>[略]</p>	<p><u>法第31条第1項の規定による用途廃止の届出、法第53条の2第2項の規定による水利使用を行わないこととなった旨の届出、令第16条の5第1項の規定による汚水の排出の届出及び令第16条の9第3項の規定による地位の承継の届出</u></p>	<p>[同左]</p>
<p>[備考 略]</p>		<p>[備考 同左]</p>	
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。